

# 非正規公務員の雇用安定を考える懇談会

## <総務省関係>

### 1. 人数推定

質問：今年度末、全国で公募に掛けられる会計年度任用職員数はどのくらいの人数と推定されるか教えてください。大量の雇止めは労働施策総合推進法の「大量雇用変動」に該当すると考えられますが、そのような理解で良いでしょうか。マニュアルが現場にもたらした負の影響をどのように捉えていますか。

(下線部分は厚労省から回答)

### 2. 現場の実態

質問：現状で、全国で、継続的に必要とされる基幹的な業務を会計年度任用職員が担っている実態をどのように受け止めていますか。また、実態と、法律やマニュアルとの間に、隔たりが生じている理由や原因はどこにあると考えておられますか。「短時間公務員制度」等の検討は、現在どこまで進んでいますか。

### 3. 事業の継続

質問：10年以上勤務の保育士がいる自治体が4割いることを把握していたなかで、保育の現場でも「会計年度任用職員制度」が導入されてきたことについて、どのように整理されていますか。また、人手不足も見込まれる職場の期間業務を担う担い手を、単年度任用と位置づけることによる人員確保の困難等の職場の不安定化に対する対策は考えていますか？

### 4. ハラスメントの温床

質問：「成績主義」や「平等原則」から導き出されるとされる「公募」が、現状では、大きな問題を生んでいる現状についてどのように考えていますか。

## 5. 雇用安定

質問：今年度末に起こることが予想される、前項の地方自治体での、「公募」（現職が同じポストでの継続勤務を希望しているにもかかわらず、当該ポストの求人を出し、複数の応募者（退職者）と現職を競わせる方式）と、それによって引き起こされる「混乱」に対して、どのような対処を考えていますか？昨年同様に全国の自治体に文書を出すなどの検討はしていただけないでしょうか。

## 6. 「障害者雇用促進」

質問：障害者雇用促進法は、障害者の雇用安定を図ることを目的にした法律ですが、会計年度任用職員として雇われた障害のある人は、障害者雇用促進法の法定雇用率の算定に含まれると認識しています。単年度任用や公募は、雇用安定という点から大きな問題があると思いますが、この点については、どのようなお考えか、お聞かせください。（下線部分は厚労省から回答）

（質問事項 1 から 6 まで）

- 地方公共団体の運営においては、公務の中立性の確保や、長期育成を基礎とした職員が、職務に精励することにより、地方行政の質と能率性を担保することが必要と考えており、この観点から、会計年度任用職員制度導入後においても、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」という原則は、維持すべきものと考えています。

その上で、地方公務員の任用については、任期の定めのない常勤職員や臨時・非常勤職員などの中から、各団体が職務の内容等に対応して適切な制度を活用すべきものです。

- 会計年度任用職員の採用に当たっては、地方公務員法に定める平等取扱いの原則や成績主義の原則を踏まえ、できる限り広く募集を行うことが望ましい旨助言しているところですが、具体的な任用の方法については、各団体において、地域の実情等に応じつつ、適切

に対応していただくべきものと考えています。なお、個々の団体における公募の実施状況については承知しておりません。

(客観的な能力実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行い、その結果、再度の任用をすることは可能です。)

- また、「任期の定めのない短時間勤務職員制度」の導入については、国や民間の普及状況など、様々な観点から、慎重に検討する必要があると考えています。

## 7. 「女性活躍推進法」

質問：女性活躍推進法は、非正規公務員の多数を占める女性の活躍推進を包摂するものと考えてよいでしょうか。また、5月に政府が出した女性版骨太の方針で決まった、全労働者を対象とする格差是正のための男女間賃金格差、及び、正規・非正規間の賃金格差の開示は、公務非正規についても対象となるものと理解していますが、その認識でよいでしょうか。女性活躍推進において、公務は率先垂範の役割を担っており、そうした点からも、公務領域における、実質的な男女間賃金格差をもたらしていると言える、非正規の待遇について、公表し、是正していくことが求められていると思います。この点についての考えをお聞かせください。

(下線部分は内閣府から回答)

- 公務部門における男女の給与の差異の開示については、女性版骨太の方針 2022（令和4年6月3日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、「国・地方公共団体においても（民間企業と）同様に女性活躍推進法に基づく開示を行う。」こととされたものと承知しています。
- 詳細については、今後、内閣府男女共同参画局をはじめ、関係省庁と協議しながら検討してまいります。

(総務省 公務員部 公務員課、女性活躍・人材活用推進室、給与能率推進室)